

1. 手帳の種類と申請 **身****知****精**

(1) 身体障害者手帳 **身**

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。

身体障害者福祉法に定める障害の種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。

①障害程度等級

身体障害者手帳には障害程度により1～6級（1級が最重度）の等級があります。この等級を障害程度等級といい、身体障害者福祉法によって規定されています。

障害が2つ以上重複する場合は、重複障害の合算により総合等級が決定されます。

障害の種類と障害程度等級に応じ、交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引制度の種別は、第1種と第2種に分類されます。運賃割引のサービス内容についてはP22以降を御覧ください。

障害の種類	障害程度等級	運賃割引制度	
		第1種	第2種
視覚障害	1～6級	1～3級 4級の一部	4級の一部 5・6級
聴覚障害	2～4級・6級	2・3級	4・6級
平衡機能障害	3・5級	—	3・5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	3・4級	—	3・4級
肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動障害）	1～7級※	1級 2・3級の一部	2・3級の一部 4～6級
肢体不自由（体幹）	1～3・5級	1～3級	5級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸機能障害	1・3・4級	1・3・4級	—
ぼうこう又は直腸機能障害	1・3・4級	1・3級	4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	1～4級	—
肝臓機能障害	1～4級	1～4級	—

※肢体不自由の7級のみと判定された場合は、手帳は交付されません。

※同じ障害の種類障害程度等級でも、交通機関の運賃割引制度の種別が異なる場合があります。詳しくは巻末付録「身体障害者障害程度等級表」(P116～118)を御覧ください。

②障害程度の再認定

身体障害者の障害の状態に変化が予想される場合、手帳交付後一定の期間において再度身体障害者診断書・意見書を提出していただき、障害程度等級を改めて診査します。

この制度を再認定といい、先に交付した手帳と引換えに、新しい手帳が交付されます。

③申請方法

申請方法については、次のとおりです。

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ※申請書は申請の際に窓口で作成します。 ・身体障害者診断書・意見書 ※身体障害者診断書・意見書の記入は、指定医（身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けた医師）に依頼してください。 ※八王子市以外の地域の指定医が作成した診断書でも申請は可能です。 ※診断書は事前にコピーし、本人控えとして保管してください。 ・写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm、脱帽・上半身、1 年以内に撮影したもの） ・マイナンバー確認書類（P 111、112 参照）
身体障害者意見書配布窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎障害者福祉課 ・八王子駅南口総合事務所 ・市民部事務所（拠点事務所〔浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所〕及び南大沢事務所） ・市役所ホームページ(https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/003/001/p004176.html)
窓口申請	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎障害者福祉課（平日 8 時 30 分から 17 時まで） ・八王子駅南口総合事務所（平日 8 時 30 分から 19 時まで） ・南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ 8 時 30 分から 17 時まで） ※郵送での申請は受け付けていません。
窓口交付	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎障害者福祉課

手帳が交付されるまでの期間は、最短で 2 週間程度です。手帳ができたなら交付通知を送付しますので、通知に記載されているものを御用意の上、交付窓口にお越しください。

④身体障害者手帳の様式

令和 2 年 10 月 1 日より手帳の様式について紙様式かカード様式かを選択できるようになりました。紙様式の手帳をカード様式に切り替える場合の手続きは P 6 の再交付と同様です。

【問合せ】 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）

知的障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。東京都が交付しているもので、国の制度では療育手帳に該当します。

手帳取得後、本人が満3歳、6歳、12歳、18歳になったときに再度判定を受けていただく必要があります。

①障害の程度

障害の程度には1～4度があります。東京都が定める判定基準に基づいて、総合的に判定されます。

障害の程度に応じ、交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引のサービス内容についてはP22以降を御覧ください。

障害の程度	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
運賃割引制度	第1種		第2種	

※愛の手帳3度をお持ちで、かつ総合等級が1～3級までの身体障害者手帳を重複して所持している場合、運賃割引制度は第1種になります。

②申請方法

愛の手帳の交付手続等については、東京都の各判定機関にお問合せください。

なお、判定機関は申請時の年齢によって異なります。詳細は次の表を御覧ください。

※既に手帳をお持ちの方であれば、住所変更の手続等は本庁舎障害者福祉課でできます。詳しくはP5、6を御覧ください。

18歳未満の方の判定機関	<ul style="list-style-type: none"> 東京都八王子児童相談所 〒193-0931 八王子市台町3-17-30 ☎ 042-624-1141 Fax 042-624-3865
18歳以上の方の判定機関 ※どちらの機関でも判定を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都心身障害者福祉センター 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階から15階 ☎ 03-3235-2961 Fax 03-3235-2959 東京都心身障害者福祉センター多摩支所 〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1 ☎ 042-573-3311 Fax 042-576-5295
申請（判定）に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、近影のもの） その他判定機関から指示されたもの
交付窓口	<p>手帳は東京都から郵送で届きます。</p> <p>サービスの開始や手当の受給対象となる場合は、本庁舎障害者福祉課で手続をしていただく必要があります。</p>

③愛の手帳の様式

令和2年10月1日より手帳の様式について紙様式かカード様式かを選択できるようになりました。紙様式の手帳をカード様式に切り替える場合の手続きはP6の再交付と同様です。

(3) 精神障害者保健福祉手帳 **精****発**

精神障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳で東京都が交付します。有効期限は2年間です。

①障害等級と状態

手帳の等級には1～3級（1級が最重度）があります。

1級	精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 （他人の援助を受けなければ、自分一人ではほとんど日常生活をおくることができない程度） 例）外出は自発的にできず付き添いが必要であり、食事の用意や後片付けなどの家事、身の清潔保持も自発的には行えず、生活に常時援助を必要とします。
2級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度 （必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は著しい制限を受けるため困難な程度の方）
3級	精神障害であって日常生活又は社会生活が制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度 （日常生活若しくは社会生活に制限を受ける程度の方） 例）一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難であったり、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることがあったりします。

※（ ）書きの内容は参考としての事例の一部を示したものであり、等級の決定にあたっては、診断書に記載された障害の状態を個々に審査して判定が行われます。

②申請方法

申請方法については、次のとおりです。

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 精神障害者保健福祉手帳用診断書（診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過していること。また、作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。）又は障害年金証書の写し及び同意書（精神障害を支給事由とする障害年金や特別障害給付金を支給されている方のみ） ・ 写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。） ・ マイナンバー確認書類（P111、112参照） ・ 現在お持ちの手帳（更新の場合）
申請書類配布・申請・手帳交付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎障害者福祉課（平日 8時30分から17時） ・ 八王子駅南口総合事務所（平日 8時30分から17時） ・ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ 8時30分から17時） <p>※転入手続きは、本庁舎障害者福祉課のみ受付します。</p>

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金の支給事由が精神障害であれば、障害年金と同じ等級が付与されます。ただし、支給事由が知的障害や身体障害の場合は、精神障害者保健福祉手帳の申請には使用できないので御注意ください。 ・更新手続は手帳の有効期限の3か月前からできます。 ・手帳が交付されるまでの期間は、2～3か月程度です。手帳ができましたら交付通知書を送付しますので、通知に記載されているものをお持ちの上、交付窓口にお越しください。
-----	--

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

◎住所を変更したら・手帳をなくしたら (身) (知) (精)

申請窓口

- ・本庁舎障害者福祉課（平日 8時30分から17時まで）
- ・八王子駅南口総合事務所（平日 8時30分から19時まで、転入の手続を除く。精神障害者保健福祉手帳の手続については8時30分から17時まで）
- ・南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ 8時30分から17時まで、転入の手続を除く。）

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

手続内容	必要なもの		
	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳
市内転居 ・八王子市内で住所を移したとき	・障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	・障害者手帳	・申請書※1 ・障害者手帳
転入（都内） ・東京都内の市区町村から転入したとき ※4	・障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	・障害者手帳	・申請書※1 ・障害者手帳
転入（都外） ・東京都以外の市区町村から転入したとき ※4	・障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	療育手帳は都道府県毎に交付されます。東京都の療育手帳である、愛の手帳の交付を受けてください（交付手続はP3参照）。	・申請書※1 ・他の道府県で交付された手帳の写し又は同意書※1（他の道府県で交付された等級及び残りの期間を有効期限とする手帳を交付します。） ・マイナンバー確認書類 ※2 ・写真1枚※3

手続内容	必要なもの		
	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者 保健福祉手帳
転出 ・八王子市から他の市区町村に転出したとき	<u>転出先の市区町村の窓口で、転入手続を行ってください。</u> ・必要なもの等は転出先の市区町村へお問合せください。 （転出先でサービスを受けるためには、課税状況の証明書等が必要となる場合があります。）		
氏名変更 ・氏名を変更したとき	・障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	・障害者手帳	・申請書※1 ・障害者手帳
再交付 ・手帳が破損したとき ・手帳を紛失したとき	・写真1枚※3 ・本人確認書類	・写真1枚※3	・申請書※1 ・手帳の写し（破損又は写真の貼付の場合） ・写真1枚※3
等級変更・障害追加 ・障害の状況が変わったとき ・障害を追加するとき（身体障害者手帳のみ）	・写真1枚※3 ・身体障害者診断書・意見書 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類※2	・18歳未満の方 →東京都八王子児童相談所にお問合せください。 ・18歳以上の方 →東京都心身障害者福祉センター又は東京都心身障害者福祉センター多摩支所にお問合せください。	・申請書※1 ・精神障害者保健福祉手帳診断書又は年金証書の写し及び同意書※1 ・マイナンバー確認書類 ※2 ・写真1枚※3 ・手帳の写し
返還 ・障害者手帳の持ち主が亡くなったとき ・障害者手帳が不要となったとき	亡くなったとき ・障害者手帳 不要となったとき ・障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	・障害者手帳	・申請書※1 ・障害者手帳

※1 精神障害者保健福祉手帳の申請書、精神障害者保健福祉手帳診断書、同意書は、本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ）の窓口にて配布しています。

※2 手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（P111,112 参照）

※3 縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したものを御用意ください。

※4 転入前の市区町村で受けていたサービスの継続手続をする場合は、課税状況の証明書等が必要となります。（継続するサービスによって異なります。詳しくはお問合せください。）